

平成 27 年度特定調達品目に関する検討方針・課題（案）

平成 27 年度における特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係る検討方針・課題等の概要は、以下のとおり。

1. 専門委員会の設置及び重点検討事項について

平成 26 年度の第 3 回特定調達品目検討会において合意された、重点検討事項候補の中から、「プレミアム基準の活用に係る専門委員会」及び「繊維製品に係る専門委員会」を設置し、検討を行うこととする。なお、両専門委員会における検討内容等については、[資料 5](#)参照。

2. 品目の追加等の検討について

(1) 平成 27 年度募集における新規提案について

例年どおり、6 月 1 日から 6 月 26 日の約 1 ヶ月間、特定調達品目に係る提案募集（物品・役務及び公共工事）を実施したところ、物品 20 品目、役務 6 品目、公共工事 5 品目の計 31 品目の提案があった。なお、主な提案品目に係る検討方針等については、[資料 4 - 2](#)参照。

(2) 公共工事のロングリスト掲載品目について

公共工事の分野において、平成 27 年度の特定調達品目の追加、見直しに反映されなかったもののうち、継続検討品目群（ロングリスト）として整理された 41 提案¹について引き続き検討を実施。

3. 物品及び役務に係る見直し対象品目について（新規提案以外）

平成 25 年度第 3 回検討会において了承の上、公表された「特定調達品目の見直し等に関する検討方針」に示された考え方に則し、本検討会における検討を踏まえ、適切に見直しを実施する。また、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間ににおける特定調達品目（物品及び役務）の見直しスケジュールについても公表されており、本年度の見直し対象品目は 29 品目となっている（[資料 3 別紙](#)参照）。

見直しスケジュールに示された対象品目に係る検討方針等の概要は、以下のとおり。

なお、検討に当たっては、国等の機関の調達実績、見込まれる環境負荷低減効果等を踏まえ、国内外の環境ラベルや政府調達制度等の環境負荷項目・基準との整合を考慮し、妥当性を検証の上、実施するものとする。

¹ 41 品目中 21 品目について追加提案があった。

(1) 紙類

○ 衛生用紙 (トイレトペーパー及びティッシュペーパー)

- トイレトペーパーについては、グリーン購入法の施行当初の平成 13 年度から、ティッシュペーパーについては、平成 14 年度からそれぞれ特定調達品目となっているところであるが、これまで判断の基準等の改定は未実施
- 他の制度等における基準や特定調達物品等の市場への供給状況等を踏まえ、新たな評価項目の設定等の可能性について検討

(2) 画像機器等

トナーカートリッジ

- トナーカートリッジについては、平成 19 年度に特定調達品目に追加され、以降数次にわたり、資源循環や化学物質等に係る判断の基準等の見直しを実施
- EU の化学品規則²への移行、エコマークの認定基準の改定等を踏まえ、判断の基準等の見直しの可能性について検討

インクカートリッジ

- インクカートリッジについても、上記 のトナーカートリッジと同様の観点から、判断の基準等の見直しの可能性について検討

(3) 電子計算機等

電子計算機

- 電子計算機 (コンピュータ) については、昨年度の見直しにおいて、国際エネルギースタープログラム Ver6.0 を反映した新たな省エネルギー基準の設定及び現行の省エネ法のエネルギー消費効率に係る判断の基準等の強化を図ったところ
- 他方、省エネ法のエネルギー消費効率及び測定方法³については、国際整合化の観点から見直しが予定されていること等から、引き続き、判断の基準等の見直しの可能性について検討
- いわゆるタブレット端末等の出荷が大きく増加・拡大している状況にあり、また国のいくつかの審議会等においても、タブレット端末が活用される事例もみられること等から、対象範囲の見直しの可能性について検討

磁気ディスク装置

- 現行の磁気ディスク装置に係る判断の基準は、平成 23 (2011) 年度を目標

² EU における混合物の分類・表示に係る CLP 規則 (Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures) に伴い、本年 6 月からの CLP への移行義務づけ

³ PC については JIS C 62623:2014 「パーソナルコンピュータの消費電力測定方法」

年度とする省エネ法トップランナー基準を準用しているところ。目標年度におけるエネルギー消費効率は、基準年度（平成 19（2007）年度）に比べ 75.9%⁴と大幅に改善

- 省エネ法における検討状況を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直しの可能性について検討するとともに、特定の化学物質に係る判断の基準等の追加についても併せて検討

（４）家電製品

電気冷蔵庫等

- 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫については、本年 2 月に消費電力の試験方法に関する国際規格（IEC62552）が改正され、これを受けて JIS 規格が本年 6 月に改正されたところ。当該 JIS 規格は省エネ法の測定方法として引用されていることから、現在基準等の見直しが行われているところ
- 省エネ法における検討状況を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直しの可能性について検討を実施するとともに、併せて、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討

電気便座

- 電気便座については、平成 16 年度に特定調達品目に追加され、省エネ法のトップランナー基準に準拠したエネルギー消費効率に係る判断の基準が設定され、トップランナー基準の改定（多段階評価基準を含む）に伴い、エネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直しが行われてきたところ
- 公共向けや貯湯式等の経過措置⁵が設定された機種取り扱いを含め、判断の基準等の見直しの可能性について検討するとともに、特定の化学物質に係る判断の基準等の追加の可能性について検討

（５）エアコンディショナー等

エアコンディショナー

- エアコンディショナーについては、昨年度の見直しにおいて、本年 4 月から全面施行された改正フロン法⁶への対応を図るため、冷媒の低 GWP 化について配慮事項として追加したところ
- 他方、家庭用エアコンディショナーのエネルギー消費効率の測定方法等の JIS 規格が改定されたことに伴い、省エネ法のトップランナー基準を見直す方向で検討を開始したところ

⁴ 「トップランナー機器の現状と今後の対応に関する整理（案）について」総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会（第 9 回）配布資料

⁵ 現行の基本方針においては、特定調達物品等の市場への供給状況等を踏まえ、公共向け、貯湯式、暖房便座について経過措置を設定

⁶ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

- 省エネ法における検討状況を踏まえ、昨年度に引き続き、エネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直しの可能性について検討
- 提案募集において配慮事項である GWP の判断の基準への格上げに係る提案が出されていることから、当該提案内容を踏まえ検討

ガスヒートポンプ式冷暖房機

- ガスヒートポンプ式冷暖房機についても、昨年度の見直しにおいて、改正フロン法への対応を図るため、冷媒の低 GWP 化について配慮事項として追加したところ
- 他方、本年 10 月に性能指標、測定方法等に係る JIS 規格の見直しが予定されており、それに関連する提案が出されているところ。JIS 規格の改定内容及び時期を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直しの可能性について検討

(6) 照明

○ 蛍光灯照明器具

- 蛍光灯照明器具については、省エネ法のトップランナー基準に準拠したエネルギー消費効率、特定の化学物質の含有率基準に係る判断の基準を設定。トップランナー基準の改定（多段階評価基準（家庭用）を含む。）に伴い、エネルギー消費効率に係る判断の基準の見直しを実施してきたところ
- インバータがほとんどの機器に適用されており、今後の大幅なエネルギー消費効率の改善は見込めない状況。省エネ法における検討状況、エネルギー消費効率の推移等の動向を踏まえ、判断の基準等の見直しの可能性について検討

(7) 自動車等

○ 乗用車用タイヤ

- 乗用車用タイヤについては、平成 18 年度に「一般公用車用タイヤ」として特定調達品目に追加され、平成 22 年度より転がり抵抗係数に係る判断の基準を設定し、燃費性能の高いタイヤの普及を図ってきたところ。判断の基準を満たす乗用車用タイヤの市場への供給状況等⁷を踏まえ、判断の基準等の見直しの可能性を検討
- 小形トラック用タイヤ、トラック・バス用タイヤへの対象範囲の拡大について、国内の市場動向、技術動向を踏まえ検討
- なお、欧州においては、騒音もタイヤ性能の要素として評価されており、平成 26 年 3 月に国土交通省及び環境省が設置したタイヤ騒音規制検討会の

⁷ 平成 24（2012）年において転がり抵抗係数 9.0 以下を満たす乗用車用タイヤは 54.7%。「乗用車用タイヤの転がり抵抗低減による CO₂ 排出量削減効果について」（一社）日本自動車タイヤ協会

「タイヤ騒音規制検討会中間とりまとめ」において、我が国でも欧州の規制を参考とし、平成 30(2018)年 4 月以降、新車の乗用車から順次規制を適用する予定

(8) 役務

○ 飲料自動販売機設置

- 飲料自動販売機の設置については、平成 22 年度に特定調達品目として追加され、エネルギー消費効率に係る判断の基準は、平成 24(2012)年度を目標年度とする省エネ法のトップランナー基準を準用しているところであるが、現行のグリーン購入法の適合機種の内出荷台数は、既に 9 割を上回る状況
- 他方、紙容器飲料自販機及びカップ式飲料自販機については、フロン類の不使用(ノンフロン機)に係る基準が適用対象外となっているところ
- 省エネ法における検討状況、ノンフロン機(紙容器飲料自販機及びカップ式飲料自販機)の市場への供給状況等を踏まえ、判断の基準等の見直しの可能性について検討

(9) 繊維製品

本年度の見直し対象品目である制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品の 4 分野の 14 品目については、重点検討事項として、特定調達品目検討会の下に「繊維製品に係る専門委員会」を設置し、個別品目ごとの見直しとともに、素材としての繊維に着目した分野・品目を横断した基準等の検討を実施する。

(10) 経過措置設定品目

上記の見直し対象品目を含め、経過措置を設定している品目について、製品の供給状況等を踏まえ、経過措置の終了の可否について適切に判断。

(11) 配慮事項の見直し

上記(1)～(9)に示した本年度の見直し対象品目に設定されている配慮事項については、可能な限り配慮事項の内容の定量化又は明確化を図るとともに、「プレミアム基準の活用に係る専門委員会」における検討状況等を踏まえ、プレミアム基準の活用を資するよう検討を実施する。

4. グリーン購入の推進に関する事項

(1) 環境負荷低減効果等について

グリーン購入の実施による環境負荷低減効果の評価及び環境物品等の市場動向の把握を実施する。

- グリーン購入による環境負荷低減効果
 - 国等の機関グリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減をはじめとした環境負荷低減効果について可能な範囲で試算
 - グリーン購入の実施による我が国全体の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

(2) グリーン購入の推進について

グリーン購入の推進に向けて、以下の内容に取り組むものとする。

- 調達者の手引きの改定
 - 調達者が各特定調達品目の調達に当たって確認すべき項目や判断の基準等について解説した「グリーン購入の調達者の手引き」への品目の追加・記載内容の変更等の改定
- 地方公共団体（特に町村）事業者等への普及・啓発
 - 取組ガイドライン、マニュアルの整備・活用
 - 地方ブロック別説明会の活用等
- プレミアム基準策定ガイドラインの改定及びプレミアム基準の普及促進
 - プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討を踏まえ、プレミアム基準策定ガイドラインを改定
 - 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のイベントにおける調達基準としてのプレミアム基準の活用促進
 - 国等の機関への周知・普及、地方公共団体及び事業者等への情報提供を通じ、プレミアム基準の普及を促進

特定調達品目（物品及び役務）に係る分野別見直しスケジュール（平成27年度～31年度）

資料3別紙

分野	見直し着手予定年度					備考
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
見直し品目数	29品目	25品目	19品目 + 文具 + 家具	11品目	27品目	
分野横断的事項						
紙類	トイレトーパー、ティッシュペーパー		コピー用紙、フォーム用紙、IJ用紙、印刷用紙2品目			
文具類			全品目			
オフィス家具等			全品目			
画像機器等 （旧OA機器）	トナーカートリッジ、インクカートリッジ			プロジェクタ	コピー機等3品目、プリンタ等2品目、ファクシミリ、スキャナ	エコマークの複写機、プリンタ旧基準はH29年4月30日まで適用
電子計算機等 （旧OA機器）	電子計算機、磁気ディスク装置		ディスプレイ、記録用メディア			エコマーク基準なし（磁気ディスク装置）
オフィス機器等 （旧OA機器）		デジタル印刷機、掛時計			一次電池及び小形充電式電池、電卓、シュレッダー	エコマーク基準なし（シュレッダー、電池、電卓）
移動電話					携帯電話、PHS、スマートフォン	エコマーク基準なし
家電製品	電気冷蔵庫等3品目、電気便座				電子レンジ、テレビジョン受信機	エコマーク基準なし（電気冷蔵庫等、電気便座、電子レンジ） テレビはエコマークではH32年度改定
エアコンディショナー等	エアコン、ガスヒートポンプ式冷暖房機				ストーブ	エコマーク基準なし
温水器等				ヒートポンプ式電気給湯器	ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器	エコマーク基準なし（ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器）
照明	蛍光灯照明器具			LEDを光源とした内照式表示灯、蛍光灯（直管）、電球形蛍光灯	LED照明器具、電球形LEDランプ	エコマーク基準なし（器具3品目、蛍光灯、電球形蛍光灯）
自動車等	乗用車用タイヤ	自動車	2サイクルエンジン油		ETC、カーナビ	エコマーク基準なし（自動車、ETC、カーナビ、タイヤ）
消火器			消火器			
制服・作業服	制服、作業服、帽子					
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん		ベッドフレーム、マットレス		金属製ブラインド	エコマーク基準なし（金属製ブラインド）
作業手袋	作業手袋					
その他繊維製品	集会用テント、ブルーシート	防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ				
設備		生ゴミ処理機、節水機器	日射調整フィルム、太陽光発電システム、燃料電池	太陽熱利用システム		エコマーク基準なし（燃料電池、日射調整フィルム） エコマークでは太陽熱利用システムはH33年度改定、太陽光発電システムは対象範囲が異なる
災害備蓄用品		災害備蓄用品 10品目				エコマーク基準なし（繊維製品は上記参考）
役務	飲料自動販売機設置	庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除	輸配送、旅客輸送、引越輸送、タイヤ更生、自動車整備	会議運営、小売業務、食堂、蛍光灯機能提供業務	印刷、省エネ診断、クリーニング	エコマーク基準なし
公共工事（参考）		間伐材、再未利用木材等使用製品、木材ボード、節水型機器	土木製品、タイル・ブロック	建築製品		エコマーク基準なし（盛土材、塗料、建具サッシ、ドア、建設機械、工法等）

注1：斜体はエコマーク基準のないもの。下線は現段階におけるエコマーク改定年度より早めたもの
注2：横断的な見直しは予定としては示していない。